

【資料編】

VI 在日米軍に係る事件・事故等

資料 67

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

- 第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等という。」）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。
- 2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。
 - 3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

- 第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
 - (2) 事故発生の日時、場所
 - (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
 - (4) その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

- 第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。
- 2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。
- この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

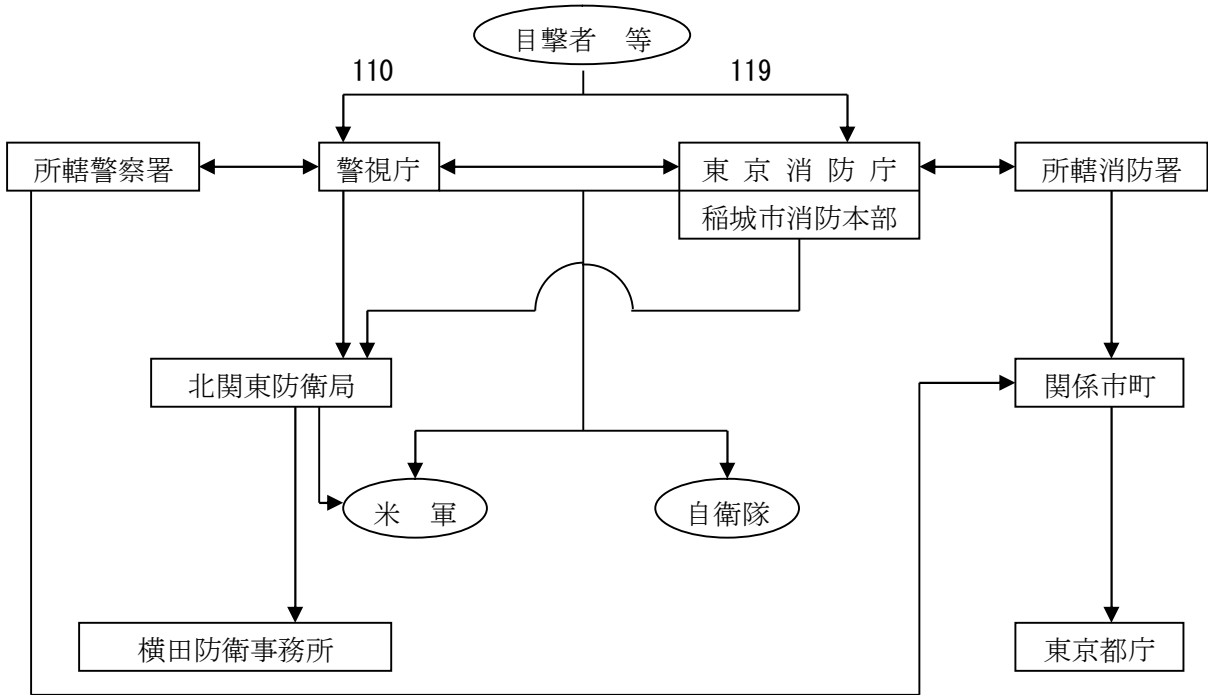
- 附則 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、昭和62年6月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成2年7月20日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成19年9月3日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別表1・3省略)

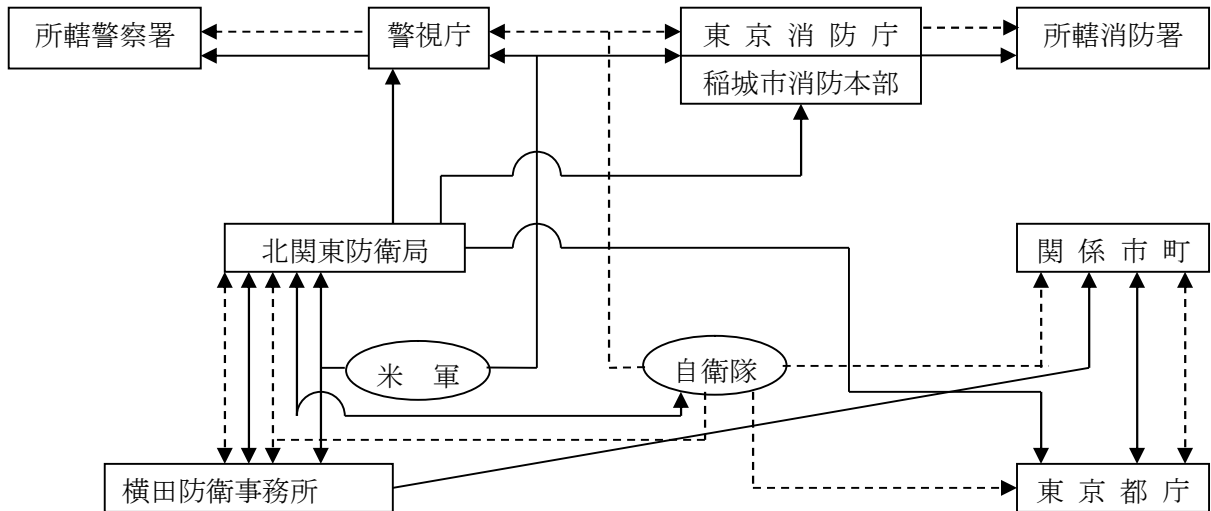
別表2

航空事故通報経路図

1 目撃者からの通報経路



2 米軍又は自衛隊からの通報経路



凡 例	
—	米軍航空事故等に係る通報経路
----	自衛隊航空事故等に係る通報経路

資料 68

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

平成17年4月1日：策定

令和元年7月25日：改定

1. 目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域外での合衆国軍用航空機事故の調査に関する管轄権又は責任に係る既存の日米合同委員会合意に影響を与えない。

3. 一般の方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

(1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合には、日本国政府の職員又は他の権限ある者からの事前の承認なくして、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国

財産を保護するために、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余

儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

(2) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、地方防衛局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、連絡担当者の電話番号を含む関連情報を定期的に更新することによって、通報の実効性の確保に努める。事故への対応に関係する場合は、次の情報が判明し次第提供される。

(イ) 航空機の種類及び乗員数

(ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）

(ハ) 搭載燃料の概算量

(ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報（特に、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国の当局に提供される。）

(ホ) 被害者の数、国籍及び状態

(ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代

理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。

(v) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

(a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。

(b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）

(c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後には、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、次の要件が考慮される。

(i) 死傷者の移送

(ii) 消防その他の安全のためにとられる措置

(iii) 二次災害をもたらす有害物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、観測を円滑にし、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立

(iv) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止

(v) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全

(vi) 見物人等の整理

(vii) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保

(viii) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと

(ix) 上記(i)-(viii)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること。機体の残骸の除去がその下にある財産の状態に重大かつ悪い影響を与える可能性が

ある場合には、合衆国軍隊は、状況により他の対応が必要な場合を除き、地方防衛局経由で土地所有者と調整を行う。

(x) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離に従って決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、全ての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持すし、資格を有する者のみに合衆国の機密の装備又は資材へのアクセスが付与されることを確保する責任を有する。

(i) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECP に赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECP に配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。

(ii) 合衆国及び日本国の当局は、上記4.(6)に従って、立ち入り規制の任務の遂行にあたって緊密に調整する。一般的に、内周規制線/制限区域への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有するものに限定される。上記4.

(5)で記載された要件に関連して迅速かつ早期の立入りが行われ、有害物質の観測を含む事故現場における影響の軽減、航空機事故調査、又は請求調査に関連した責任を有する合衆国政府と日本政府の確認された代表者が優先される。合衆国軍隊関係者以外の者の立入り許可のための要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託され、合衆国軍隊関係者による要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(ハ)現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(ニ)合衆国の当局、日本国政府の当局、又は地方当局が環境調査を実施する場合、その結果は日米合同委員会の枠組みにおいて、合衆国政府と日本国政府の間で共有される。

(7)見物人等の整理

(イ)日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ)日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ)合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

資料 69

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報(以下「事件・事故発生情報」という。)を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班(AWGON)の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は

周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

- (2) 上記2、(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局(警察、消防、海上保安部等)へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

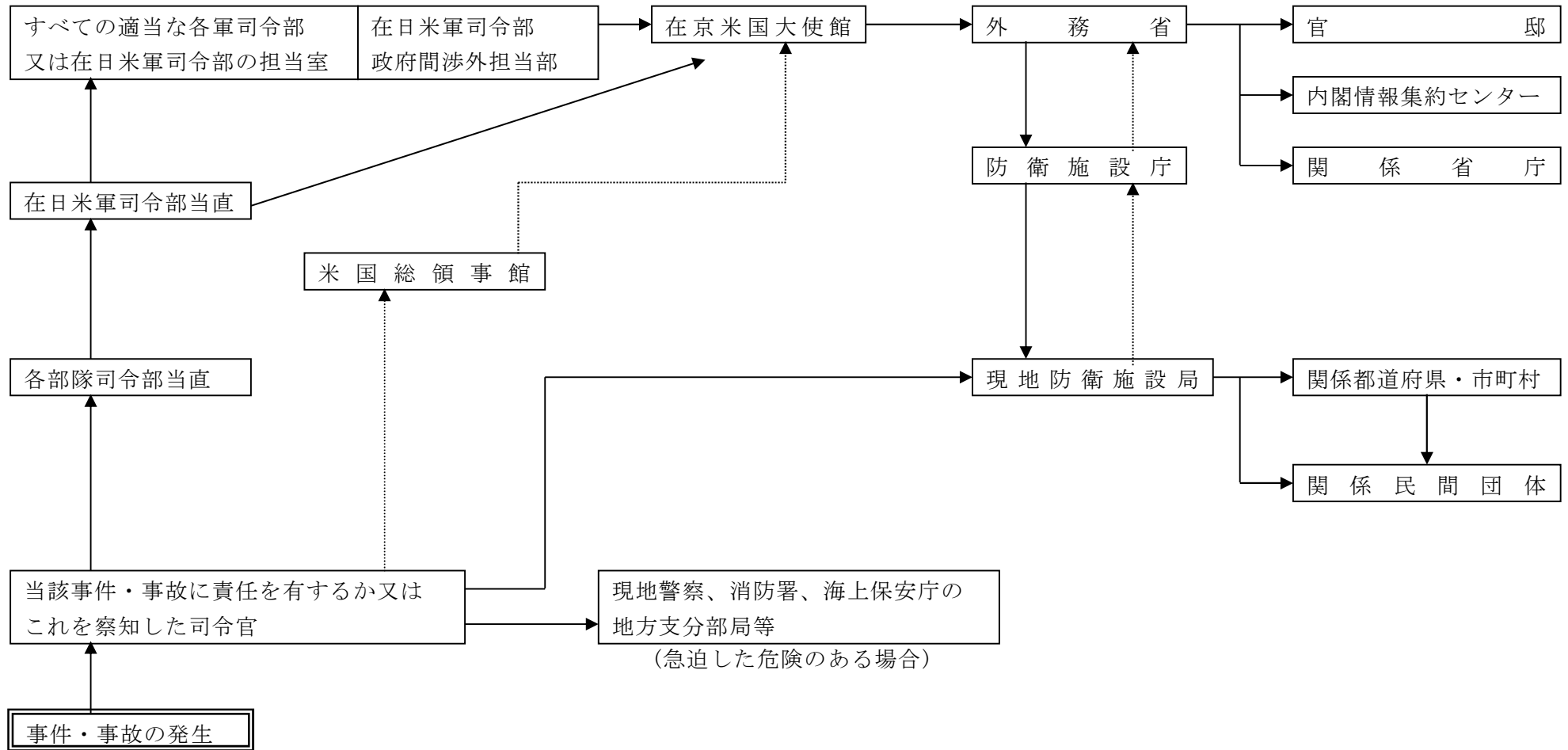
- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

(丁)

通 報 経 路（沖縄を除く）



* 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

** 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

（外務省ホームページより）

資料70

横田基地所属機及び東京周辺での主な米軍機事故等一覧表

事故発生年月日	機 種	事 故 内 容
昭和40年 2月 2日	T 33	入間市へ墜落
2月 16日	F 105	青梅市内の山林、農地へ墜落、農地4ヘクタールが被害
5月 5日	F 105	相模原市内へ墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
42年 2月 1日	F 105	府中市の多摩川へ墜落
44年 1月 12日	F 4	入間市内の山林へ墜落、高圧送電線を切断したため、昭島市を始め立川市、府中市、日野市の一部が停電した。
46年 8月 24日	F 8J	横浜市旭区に墜落、山林、家屋及び自動車一部破損
12月 20日	H 46	横田基地滑走路南端附近へ厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
51年 11月 2日	GC1	厚木基地内ゴルフ場に墜落、死者6名（米軍人）
52年 9月 27日	RF-4B	横浜市内へ墜落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
53年 4月 21日	VHP	米軍ヘリコプターが世田谷区内に不時着
54年 4月 4日	中型ヘリ	横浜市内に不時着
58年 5月 24日	SH-2F	飯能市の中学校に不時着
59年 10月 17日	UH-1N	藤沢市へ墜落、乗員2名負傷
61年 4月 7日	EA-6B	三宅島沖東方約20kmの海上に墜落
平成5年 1月 8日	UH-1N	米軍ヘリコプターが杉並区の中学校に不時着
8年 4月 19日	不明	横田基地内で物資投下訓練中に誤投下事故発生 15ポンドの砂袋が基地フェンスから30フィートの地点に落下
5月 11日	C-141	横田基地内で米軍輸送機のブレーキ加熱による発煙事故発生
10年 1月 6日	SH-60	米軍ヘリコプターが江東区の若洲ゴルフ場に不時着
10月 29日	C-9	横田基地所属機が、離陸後エンジン不調のため引き返し、着陸後の点検でエンジンカバーの一部紛失が判明
11年 5月 5日	C-130	横田基地所属機が訓練中に15ポンドの砂袋を誤投下 町田市の民家の屋根瓦を一部破損
13年 9月 24日	C-17	米軍機が羽村市内の工場に部品落下させ、工場の屋根を破損
16年 5月 6日	C-130	米軍機がテールパイプ(金属製)を落下、落下場所は不明
8月 10日	S-3	米空母ステニスの艦載機が北硫黄島に墜落、乗員4名死亡
8月 19日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、横浜みなとみらいのヘリポートに緊急着陸
8月 21日	C-130	横田基地航空祭でデモンストレーション飛行中に、乗務員がヘルメットを瑞穂町内へ落下
11月 2日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、沼津市の野球場へ緊急着陸
11月 23日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターが計器異常のため、調布飛行場へ緊急着陸
17年 1月 29日	F/A18-F	厚木基地所属機が空母キティホークへの着艦に失敗し海に墜落、負傷者6名
4月 14日	F/A18-F	厚木基地所属機が模擬弾のフィン(アルミ製)を落下、落下場所は不明

事故発生日	機種	事故内容
4月14日	EA-6B	厚木基地所属機がはしご(アルミ製)を落下、落下場所は不明
5月7日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、山梨県のスキー場の駐車場に緊急着陸
6月16日	KC-130	普天間基地所属機が着陸灯カバー(プラスチック製)を落下、横田基地到着時に判明したが落下場所は不明
10月20日	C-130	横田基地所属機がエンジントラブルのため、福岡空港に緊急着陸
18年10月3日	F-16	米国内基地所属機が嘉手納基地からヒッカム空軍基地に向かっていたところ、油圧系統に異常があったため硫黄島に緊急着陸
19年2月27日	F/A18-F	厚木基地所属機が訓練飛行中にフラップパネルを落下、落下場所は不明
6月13日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがオイル漏れのため、横浜市の公園に予防着陸
12月19日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの不具合により陸上自衛隊朝霞駐屯地へ予防着陸
20年6月11日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの異常を示す警告ランプが点灯したため相模原市田名の相模川河川敷に予防着陸
7月10日	UH-1N	横田基地所属のヘリコプターが同基地南3キロ付近でペットボトルを落下、具体的な落下場所は不明
7月14日	C-130	横田基地所属機がIFFアンテナを落下、具体的な落下場所は不明
22年2月5日	F-16	米国内基地所属機がエンジントラブルのため硫黄島に予防着陸
9月13日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターがエンジントラブルのため調布飛行場へ予防着陸
23年10月27日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが警告灯の点灯のため調布飛行場へ予防着陸
24年2月8日	EA-6B	神奈川県大和市で厚木基地所属の航空機がパネルを落下させ、走行中の車を破損
25年7月30日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がバッテリーカバーを紛失(紛失場所は不明)
12月16日	MH-60S	神奈川県三浦市の埋立地に厚木基地所属のヘリコプターが不時着し横転、乗組員2名が重傷
26年1月9日	FA-18	神奈川県綾瀬市の住宅街で厚木基地所属の航空機が金属製部品を落下させ、民家の塀と車を破損
3月25日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がアルミ製パネルを紛失(紛失場所は不明)
3月26日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がワイヤーアンテナを紛失(紛失場所は不明)
6月3日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ(掛け金)を紛失(紛失場所は不明)
11月25日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ(掛け金)を紛失(紛失場所は不明)
28年2月29日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場へ緊急着陸
9月15日	KC-135	米国内基地所属KC-135が空中給油機が横田基地に緊急着陸
10月31日	UH-1N	横田基地所属ヘリコプターが富山空港に緊急着陸
29年3月29日	C-5	米国内基地所属の米空軍C-5輸送機が横田基地に緊急着陸
5月4日	EA-18G	厚木基地所属EA-18Gが厚木基地と南方の訓練空域の間で金属製のプランジャ・キャップを遺失(遺失場所は不明)
5月24日	E-2C	厚木基地所属E-2Cが着陸装置のブラケットを遺失(遺失場所は不明)
6月1日	F-16	韓国空軍のF-16戦闘機6機が横田基地に緊急着陸
6月16日	C-5	横田基地において米国内基地所属の米空軍C-5輸送機のパネル遺失が判明(遺失場所は不明)
7月12日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が、金属プレートを遺失(遺失場所は不明)

事故発生年月日	機種	事故内容
8月23日	F/A-18E	横田基地を離着陸した厚木基地所属F/A18-Eがピポット・ボルト・アセンブリを遺失（遺失場所は不明）
11月15日	C-130J	横田基地において物料投下訓練中に貨物の一つがパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下。基地外に被害等なし。
12月3日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機がフレアの一部を遺失（遺失場所は不明）
30年2月28日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機が嘉手納基地に緊急着陸
4月10日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の人員降下訓練中に、パラシュートの一部が羽村第三中学校に落下
12月19日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の物資投下訓練中に、パラシュートが東富士演習場近隣の施設区域外に落下
31年1月8日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下
1月9日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下。予備パラシュートの収納袋は遺失
1月31日	C-130J	横田基地所属のC-130輸送機の東富士演習場内における物資降下訓練中に、パラシュートのみが落下
令和2年1月6日	KC-135	米国内基地所属機KC-135空中給油機がエンジントラブルのため横田基地に緊急着陸
6月16日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが部品遺失（サーチライトドーム）
7月2日	UH-60	横田基地において人員降下訓練中に、パラシュートの備品が立川市に落下
7月7日	不明	横田基地において人員降下訓練中に、フィンが福生市に落下
令和3年6月14日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが山形空港に予防着陸
9月22日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが仙台空港に予防着陸
12月1日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが館山航空基地に予防着陸

（令和4年1月末現在）

資料71

東京都内で検挙された米軍人刑法犯の状況

年次	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成21年	0	0	1	2	0	0	0	0	4	3	5	5
平成22年	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3	6	6
平成23年	0	0	1	1	1	1	0	0	2	2	4	4
平成24年	1	3	4	4	0	0	0	0	0	0	5	7
平成25年	0	0	3	3	0	0	0	0	2	2	5	5
平成26年	1	1	5	5	1	1	0	0	3	3	10	10
平成27年	3	3	8	9	2	2	0	0	3	3	16	17
平成28年	2	2	5	6	0	0	0	0	2	2	9	10
平成29年	0	0	0	0	2	2	4	0	2	2	8	4
平成30年	1	1	3	4	2	2	4	3	0	0	10	10
令和元年	2	1	2	2	5	5	0	0	9	8	18	16
令和2年	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3

(警視庁提供資料)

【参考】

- 凶悪犯～殺人、強盗、放火、強姦性交等
- 粗暴犯～凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- 窃盗犯～窃盗
- 知能犯～詐欺、横領(占有離脱物横領を除く)、偽造、汚職、背任
- その他～賭博、強制わいせつ、公務執行妨害、占有離脱物横領等

資料 72

合同委員会への覚書（2013年1月24日）

件名：在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について

1. 参照

a. 1966年8月4日の第130回合同委員会議事録の paragraph 5. b. に言及された合同委員会への1966年8月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換について」

b. 1966年9月1日の第131回合同委員会議事録の paragraph 7. g. に言及された合同委員会への1966年9月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換の要請に対する回答」

2. 日本国政府及び合衆国政府は、参照1. a. 及び1.

b. に含まれた取決めの成立以降の感染症に関する状況の変化を反映するため、前記の取決めに次のとおり改めることを決定した。

「a. 日本国政府及び合衆国政府は、在日米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所長が、この覚書の別添1に特定する感染症につき、相互に通報することを確保する。当該通報は、この覚書の別添1に特定する手続に従って行われる。この覚書の別添1の修正が必要となった場合には、いずれの政府も、当該修正を合同委員会に対して提案し、その承認を求めることができる。

b. 日本国政府及び合衆国政府は、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防疫措置が必要となった場合には、関係する施設及び区域を担当する在日米軍の病院又は動物診療所の指揮官と、当該地域を管轄する日本国の保健所長とが相互に緊密に協力し、必要な措置をとることを確保する。

c. 在日米軍の各病院又は各動物診療所及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所は別添2に掲げられる。別添2の修正が必要となった場合には、当該修正は、一方の政府から他方の政府に対し、合同委員会を通じて修正内容を通知することによって行うことができる。」

3. この覚書は、1996年12月2日に合同委員会に

よって承認された、1996年12月2日付け合同委員会への覚書「人、動物及び植物の検疫に関する合意」に影響を及ぼすものではない。

4. いずれの政府も、この覚書及びその別添の内容を公表することができる。

別添1：通報手続

別添2：在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

2013年1月24日に合同委員会により承認された。

伊原 純一（合同委員会日本国政府代表）

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア（合衆国海兵隊少将合同委員会合衆国政府代表）

（別添1）

2013年9月

通報手続

1. 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

・次の1から64に掲げる疾病の患者

※「60. 重症熱性血小板減少症候群」は、2013年9月の修正で追加

・次の1から7、9、11、12、61及び62に掲げる疾病の疑似症患者（61及び62の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）

・次の1から63に掲げる疾病の無症状病原体保有者

・次の64に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱

2. クリミア・コンゴ出血熱

3. 痘そう

4. 南米出血熱

5. ペスト

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 6. マールブルグ病 | 40. つつが虫病 |
| 7. ラッサ熱 | 41. デング熱 |
| 8. 急性灰白髄炎 | 42. 東部ウマ脳炎 |
| 9. 結核 | 43. ニパウイルス感染症 |
| 10. ジフテリア | 44. 日本紅斑（はん）熱 |
| 11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。） | 45. 日本脳炎 |
| 12. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザA ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。） | 46. ハンタウイルス肺症候群 |
| 13. コレラ | 47. Bウイルス病 |
| 14. 細菌性赤痢 | 48. 鼻疽（そ） |
| 15. 腸管出血性大腸菌感染症 | 49. ブルセラ症 |
| 16. 腸チフス | 50. ベネズエラウマ脳炎 |
| 17. パラチフス | 51. ヘンドラウイルス感染症 |
| 18. E 型肝炎 | 52. 発しんチフス |
| 19. A 型肝炎 | 53. ライム病 |
| 20. 黄熱 | 54. リッサウイルス感染症 |
| 21. Q 熱 | 55. リフトバレー熱 |
| 22. 狂犬病 | 56. 類鼻疽（そ） |
| 23. 炭疽（そ） | 57. レジオネラ症 |
| 24. 鳥インフルエンザ（12.を除く。） | 58. レプトスピラ症 |
| 25. ボツリヌス症 | 59. ロッキー山紅斑（はん）熱 |
| 26. マラリア | 60. 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイルスであるものに限る。） |
| 27. 野兎（と）病 | 61. 新型インフルエンザ 1 |
| 28. ウェストナイル熱 | 62. 再興型インフルエンザ 2 |
| 29. エキノコックス症 | |
| 30. オウム病 | |
| 31. オムスク出血熱 | |
| 32. 回帰熱 | |
| 33. キャサナル森林病 | |
| 34. コクシジオイデス症 | |
| 35. サル痘 | |
| 36. 腎（じん）症候性出血熱 | |
| 37. 西部ウマ脳炎 | |
| 38. ダニ媒介脳炎 | |
| 39. チクングニア熱 | |

1 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したものの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

2 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過してい

るもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

63. 指定感染症 3

64. 新感染症 4

3 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病（上記リストの1 から62 に掲げる疾病を除く。）であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

4 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

2. 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱（サル）
2. マールブルグ病（サル）
3. ペスト（プレーリードッグ）
4. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）（イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン）
5. 細菌性赤痢（サル）

6. ウエストナイル熱（鳥類）
7. エキノコックス症（犬）
8. 結核（サル）
9. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザA ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）（鳥類）
10. 新型インフルエンザ（鳥類）
11. 再典型インフルエンザ（鳥類）
12. 狂犬病（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）

（別添2）

在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

在日米軍の病院又は動物診療所	在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所
U. S. A. F Hospital (35th Medical Group)	上十三保健所
U. S. A. F Hospital (374th Medical Group)	西多摩保健所
BG Crawford F. Sams US Army Health Clinic	厚木保健福祉事務所 相模原市保健所
Naval Regional Medical Center Japan Branch Dispensary Atsugi	大和保健福祉事務所
U. S. Naval Hospital Yokosuka	横須賀市保健所
Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Iwakuni	岩国健康福祉センター
U. S. A. Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Sasebo	佐世保市保健所
U. S. Naval Hospital Okinawa	中部福祉保健所
U. S. A. F. Hospital (18th Medical Group)	中部福祉保健所

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（2013年9月）

2013年9月の日米合同委員会において、2013年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（2015年9月）

2015年9月の日米合同委員会において、2013年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「麻しん」を追加

「2. 動物の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（MERS）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（2016年3月）

2016年3月の日米合同委員会において、2013年1月24日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1. 人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「ジカウイルス感染症」を追加